

# 各発生段階ごとの対策の概要

新型インフルエンザ等対策は、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活に与える影響等を総合的に勘案し、これらの段階における実施すべき対策を柔軟に選択し、実施します。

| 発生段階            | 未発生期   | 海外発生期                                       | 国内発生早期<br>(県内未発生期)  | 県内発生早期・<br>町内発生期                     | 県内感感期・<br>町内感染期  | 小康期                             |
|-----------------|--|---|---|--------------------------------------|--|---------------------------------|
| 対策の目的           | ・発生に備えて体制の整備を行う。<br>・国、県、国際機関等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。                    | ・県内発生に備えて体制の整備を行う。<br>・県内発生の早期発見に努める。       | ・ウイルスの県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。<br>・県内発生に備え、体制の整備を行う。 | ・町内での感染をできる限り抑える。<br>・患者に適切な医療を提供する。 | ・医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめる。<br>・町民生活および町民経済への影響を最小限にとどめる。 | ・町民生活および町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。 |
| 主要6項目           |  |   |   |                                      |  |                                 |
| 実施体制            | ・町行動計画の策定<br>・体制の整備および国・県との連携強化  | ・対策本部の設置                                    | ・緊急事態宣言時の体制   | ・緊急事態宣言時の体制                          | ・緊急事態宣言時の体制  | ・実施体制<br>・対策の評価・見直し             |
| 情報提供・共有         | ・継続的な情報提供<br>・体制整備等  | ・継続的な情報提供<br>・情報共有                          | ・情報提供<br>・情報共有  | ・情報提供<br>・情報共有                       | ・情報提供  | ・情報提供                           |
| まん延防止           | ・個人における対策の普及<br>・地域対策・職場対策の周知  | ・町内におけるまん延防止対策<br>・渡航者対策                    | ・町内でのまん延防止対策<br>・渡航者対策                                      | ・町内でのまん延防止対策<br>・渡航者対策               | ・町内でのまん延防止対策<br>・渡航者対策                                 | ・町内での感染拡大防止対策<br>・渡航者対策         |
| 予防接種            | ・ワクチンの生産等に関する情報の収集<br>・ワクチンの供給体制<br>・基準に該当する事業者の登録<br>・接種体制の構築等<br>・情報提供 | ・特定接種<br>・住民接種<br>・情報提供                     | ・住民接種<br>・緊急事態宣言がされている場合の住民接種                               | ・住民接種<br>・緊急事態宣言がされている場合の住民接種        | ・住民接種<br>・緊急事態宣言がされている場合の住民接種                          | ・住民接種<br>・緊急事態宣言がされている場合の住民接種   |
| 医療              | ・研修等<br>・医療機関等への情報提供体制の整備  | ・新型インフルエンザ等の症例定義の確認<br>・帰国者・接触者相談センターへの情報提供 | ・医療機関への情報提供   | ・医療機関への情報提供<br>・医療体制の調整              | ・医療機関への情報提供<br>・在宅で療養する患者への支援                          |                                 |
| 町民の生活および経済の安定確保 | ・業務計画等の作成<br>・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援<br>・火葬能力等の把握<br>・物資および資材の備蓄等      | ・遺体の火葬および安置<br>・要配慮者への生活支援                  | ・遺体の火葬および安置<br>・緊急事態宣言がされている場合の措置                           | ・遺体の火葬および安置<br>・緊急事態宣言がされている場合の措置    | ・遺体の火葬および安置<br>・緊急事態宣言がされている場合の措置                      | ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言措置の縮小・中止等      |

**※緊急事態宣言**  
国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣または国務大臣）が行う。